正誤

令和七年二月十七日（号外第三十一号）公布法務省令第四号（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一三ページ別記第三十号様式所属機関等作成用4　Ⅴ（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）4⑷中「在留期間更新」は「在留資格変更」の誤り。

同4中⑴から⒁までを二ずつ繰り下げ、「4　1号特定技能外国人支援計画（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入）」の次に次を加える。

(1)在留資格変更申請前に、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無　有・無

(2)上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無　有・無

令和六年八月三十日公布国土交通省令第八十三号（建設業法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四	上	終りから一七	第四十条の四第一項	第二十七条の二十三第一項、第四十条の四第一項
〃	〃	〃八～七	改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し	その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し

本紙：令和7年3月26日より引用しております